

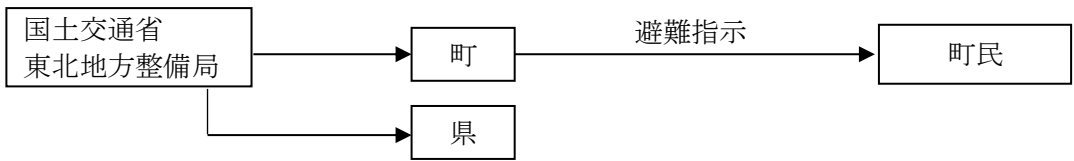
頁	現計画	修正案
242	第14節 風水害予防計画 第1 基本方針 (1)・(2) [略] (3) 水災については、<u>複合的な災害にも多層的に備え</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>多様な関係者で</u>密接な連携体制を構築するものとする。 (4) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 第2 風水害に強いまちづくり 【建設課、水産商工課、農林課、消防防災課】 (1) 町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 (2) [略] (3) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画に防災指針を<u>定め、防災・減災対策の取組方針及び地域の課題に対応した対策を検討するものとする。</u> (4) [略] <u>[新設]</u>	第14節 風水害予防計画 第1 基本方針 (1)・(2) [略] (3) 水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「<u>流域治水協議会</u>」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための</u>密接な連携体制を構築するものとする。 (4) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 第2 風水害に強いまちづくり 【建設課、水産商工課、農林課、消防防災課】 (1) 町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとし、これらの評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u> (2) [略] (3) 町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画に<u>ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた</u>防災指針を<u>位置付けるものとする。</u> (4) [略] (5) 町は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正	

頁	現計画	修正案																								
242		<u>(6) 県及び町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>																								
245	第3・第4 [略] 第16節 土砂災害予防計画 第1 [略] 第2 土砂災害発生危険箇所の現況 【農林課、建設課、総務課】 [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>危険箇所数</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流危険渓流</td><td><u>190</u>箇所</td><td><u>162</u>箇所が土砂災害警戒区域指定</td></tr> <tr> <td>山地災害危険地区</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td><td>[略]</td><td><u>116</u>箇所が急傾斜地崩壊警戒区域指定</td></tr> </tbody> </table> 第3・第4 [略] 第5 土砂災害警戒情報の発表 【総務課、消防防災課】 1～3 [略] 4 利用にあたっての留意点 (1)～(3) [略] (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大<u>等</u>の更なる措置を検討する。 5 [略]	種 別	危険箇所数	備 考	土石流危険渓流	<u>190</u> 箇所	<u>162</u> 箇所が土砂災害警戒区域指定	山地災害危険地区	[略]	[略]	急傾斜地崩壊危険箇所	[略]	<u>116</u> 箇所が急傾斜地崩壊警戒区域指定	第3・第4 [略] 第16節 土砂災害予防計画 第1 [略] 第2 土砂災害発生危険箇所の現況 【農林課、建設課、総務課】 [略] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>危険箇所数</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流危険渓流</td><td><u>189</u>箇所</td><td><u>全189</u>箇所を土砂災害警戒区域指定</td></tr> <tr> <td>山地災害危険地区</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td><td>[略]</td><td><u>全183</u>箇所を急傾斜地崩壊警戒区域指定</td></tr> </tbody> </table> 第3・第4 [略] 第5 土砂災害警戒情報の発表 【総務課、消防防災課】 1～3 [略] 4 利用にあたっての留意点 (1)～(3) [略] (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大<u>や緊急安全確保の発令</u>の更なる措置を検討する。 5 [略]	種 別	危険箇所数	備 考	土石流危険渓流	<u>189</u> 箇所	<u>全189</u> 箇所を土砂災害警戒区域指定	山地災害危険地区	[略]	[略]	急傾斜地崩壊危険箇所	[略]	<u>全183</u> 箇所を急傾斜地崩壊警戒区域指定
種 別	危険箇所数	備 考																								
土石流危険渓流	<u>190</u> 箇所	<u>162</u> 箇所が土砂災害警戒区域指定																								
山地災害危険地区	[略]	[略]																								
急傾斜地崩壊危険箇所	[略]	<u>116</u> 箇所が急傾斜地崩壊警戒区域指定																								
種 別	危険箇所数	備 考																								
土石流危険渓流	<u>189</u> 箇所	<u>全189</u> 箇所を土砂災害警戒区域指定																								
山地災害危険地区	[略]	[略]																								
急傾斜地崩壊危険箇所	[略]	<u>全183</u> 箇所を急傾斜地崩壊警戒区域指定																								
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正 ○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																									

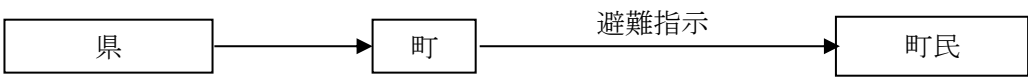
頁	現計画	修正案																								
247	6 避難指示等のための情報提供 [略]	6 避難指示等のための情報提供 [略]																								
248	土砂災害警戒情報の補足情報	土砂災害警戒情報の補足情報																								
	<table> <tr> <th>危険度</th><th>表示</th><th>状況及び行動の目安</th></tr> <tr> <td><u>極めて危険</u> 【警戒レベル4相当】</td><td><u>濃い紫</u></td><td><u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u></td></tr> <tr> <td><u>非常に危険</u> 【警戒レベル4相当】</td><td><u>薄い紫</u></td><td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	危険度	表示	状況及び行動の目安	<u>極めて危険</u> 【警戒レベル4相当】	<u>濃い紫</u>	<u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u>	<u>非常に危険</u> 【警戒レベル4相当】	<u>薄い紫</u>	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)	[略]	[略]	[略]	<table> <tr> <th>危険度</th><th>表示</th><th>状況及び行動の目安</th></tr> <tr> <td><u>災害切迫</u> 【警戒レベル5相当】</td><td><u>黒</u></td><td><u>災害がすでに発生している可能性が高い状況</u></td></tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td><td>紫</td><td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	危険度	表示	状況及び行動の目安	<u>災害切迫</u> 【警戒レベル5相当】	<u>黒</u>	<u>災害がすでに発生している可能性が高い状況</u>	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)	[略]	[略]	[略]
危険度	表示	状況及び行動の目安																								
<u>極めて危険</u> 【警戒レベル4相当】	<u>濃い紫</u>	<u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u>																								
<u>非常に危険</u> 【警戒レベル4相当】	<u>薄い紫</u>	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)																								
[略]	[略]	[略]																								
危険度	表示	状況及び行動の目安																								
<u>災害切迫</u> 【警戒レベル5相当】	<u>黒</u>	<u>災害がすでに発生している可能性が高い状況</u>																								
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)																								
[略]	[略]	[略]																								
	[略]	[略]																								
	第6 土砂災害緊急情報の発表 1～3 [略]	第6 土砂災害緊急情報の発表 1～3 [略]																								
	4 情報の伝達体制 [略] [別図]	4 情報の伝達体制 [略] [別図]																								
修正理由	○所要の修正																									

[現計画]

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)

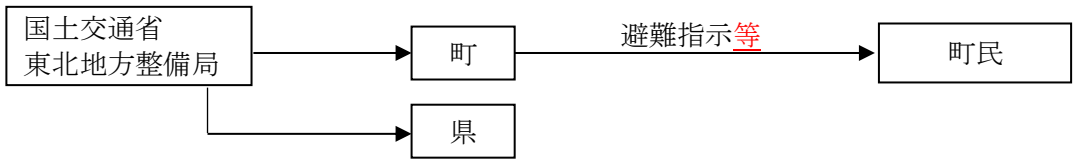


(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)

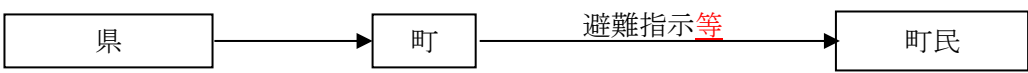


[修正案]

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)

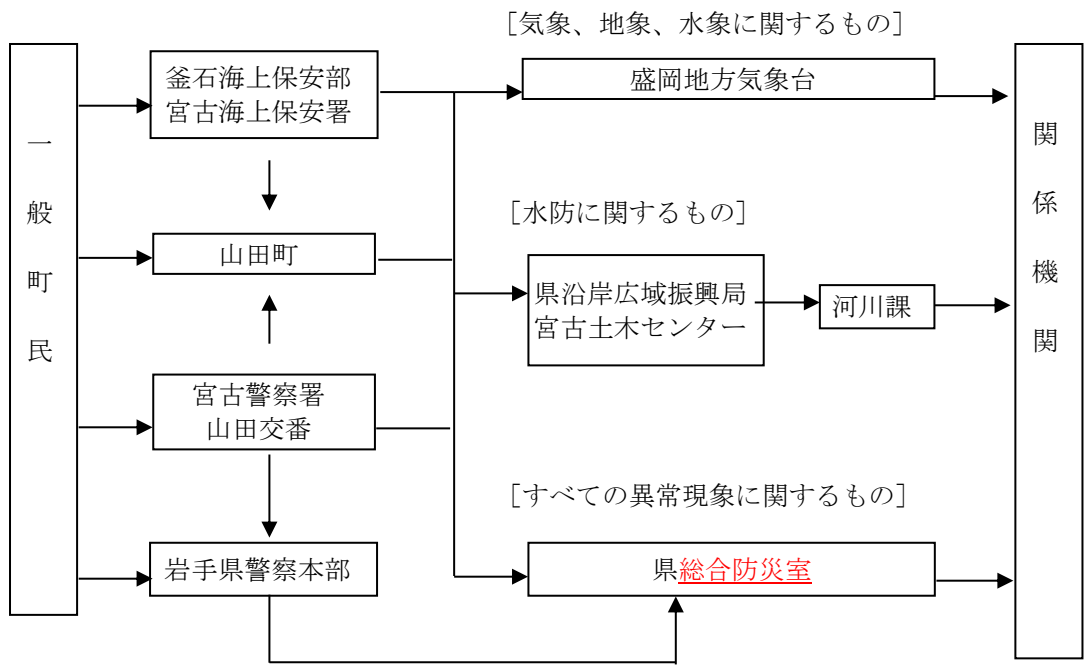


○所要の修正

頁	現計画	修正案												
251	第3節 気象予報・警報等の伝達計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 気象予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 ① 気象業務法に基づくもの ア～ウ [略] エ 警報の種類と発表基準 [略] 備考6 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。	第3節 気象予報・警報等の伝達計画 第1・第2 [略] 第3 実施要領 1 気象予報・警報等の種類及び伝達 (1) 気象予報・警報等の種類 ① 気象業務法に基づくもの ア～ウ [略] エ 警報の種類と発表基準 [略] 備考6 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。												
	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</td></tr></table>	種 類	概 要	[略]	[略]	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。 <u>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</u></td></tr></table>	種 類	概 要	[略]	[略]	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。 <u>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</u>
種 類	概 要													
[略]	[略]													
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。													
種 類	概 要													
[略]	[略]													
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。 <u>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</u>													
257														
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正													

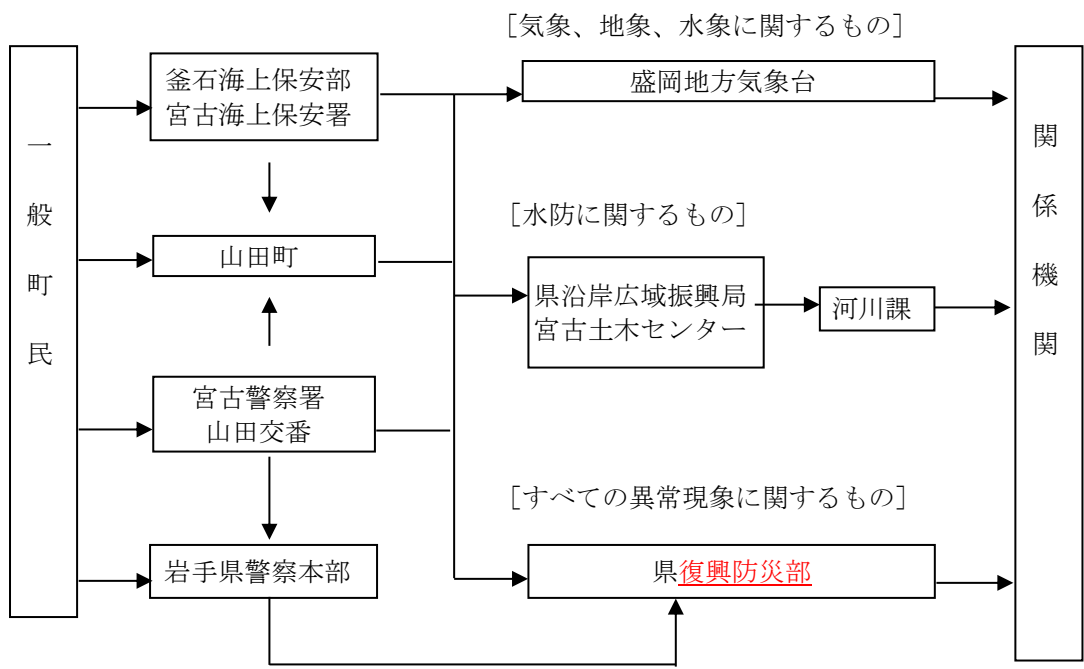
頁	現計画	修正案																
258	オ 特別警報の種類と発表基準 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="3">気象特別警報</td><td>[略]</td></tr><tr><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険から身の安全を確保する<u>ため</u> <u>の行動をとる</u>必要があることを示す警戒レベル5</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> 2 異常現象発生時の通報 (1) [略] (2) 町本部長等の通報先 [略] 異常現象の通報、伝達経路 [別図] (3) 異常現象の種類 [略] 別図1 気象予報・警報等等伝達系統図 [別図] 別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図 [別図] [略]	種 類	発 表 基 準	気象特別警報	[略]	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険から身の安全を確保する <u>ため</u> <u>の行動をとる</u> 必要があることを示す警戒レベル5	[略]	[略]		オ 特別警報の種類と発表基準 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="3">気象特別警報</td><td>[略]</td></tr><tr><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険<u>がある</u> <u>ことから直ちに</u>身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> 2 異常現象発生時の通報 (1) [略] (2) 町本部長等の通報先 [略] 異常現象の通報、伝達経路 [別図] (3) 異常現象の種類 [略] 別図1 気象予報・警報等等伝達系統図 [別図] 別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図 [別図] [略]	種 類	発 表 基 準	気象特別警報	[略]	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険 <u>がある</u> <u>ことから直ちに</u> 身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5	[略]	[略]	
種 類	発 表 基 準																	
気象特別警報	[略]																	
	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険から身の安全を確保する <u>ため</u> <u>の行動をとる</u> 必要があることを示す警戒レベル5																	
	[略]																	
[略]																		
種 類	発 表 基 準																	
気象特別警報	[略]																	
	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合 (1) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険 <u>がある</u> <u>ことから直ちに</u> 身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5																	
	[略]																	
[略]																		
修正理由	○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正																	

異常現象の通報、伝達経路



[修正案]

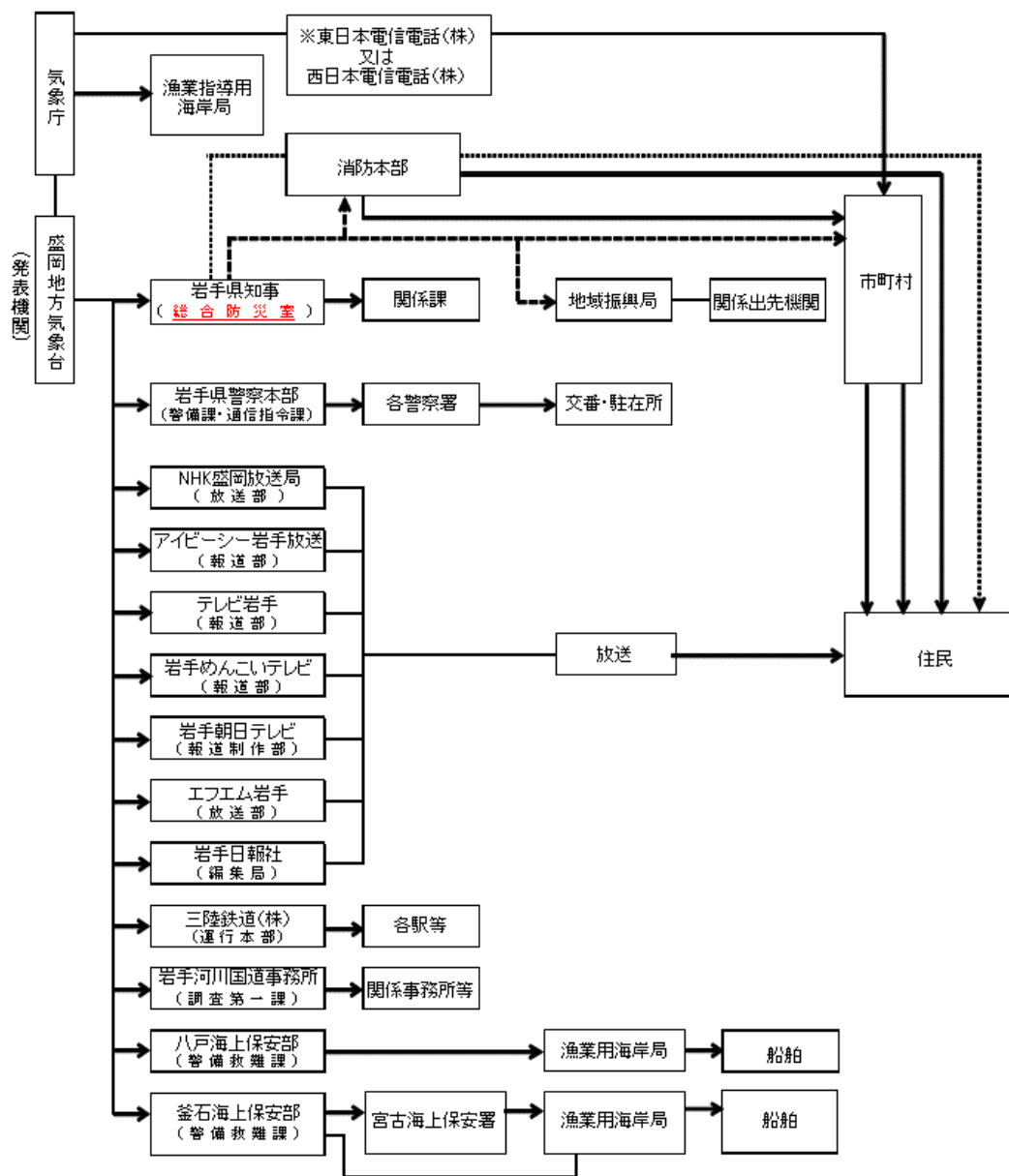
異常現象の通報、伝達経路



○岩手県組織改編に伴う修正

本編 第3編 第2章 災害応急対策計画
 [現計画]

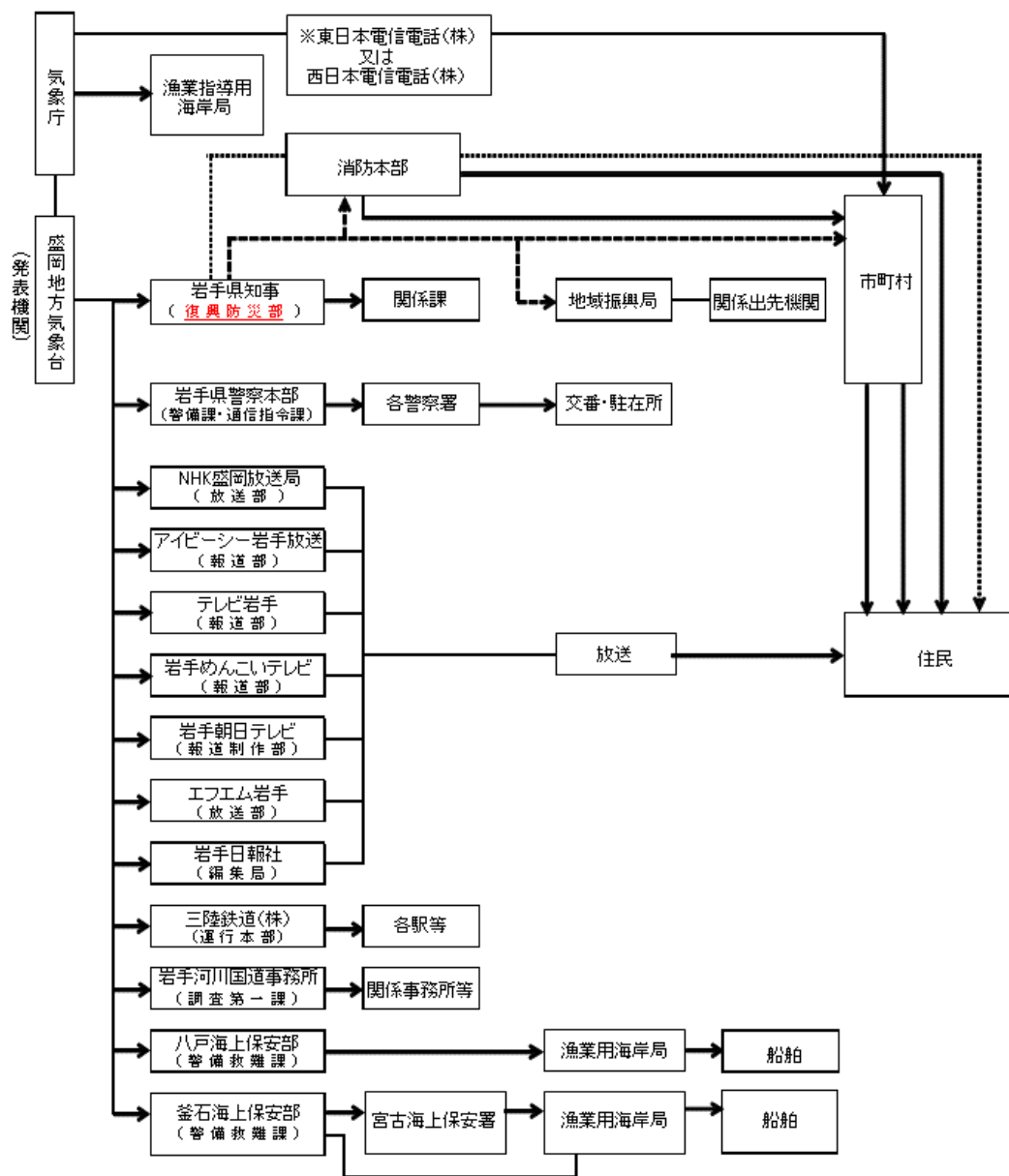
別図1 気象予報・警報等等伝達系統図



(注)

- 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
- 2 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 3 気象予報としての注意事項については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- 4 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先するものとする。
- 5線は、火災気象通報通知・伝達系統。
- 6 ——線は、火災警報伝達・通知・伝達系統。
- 7線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線線。

別図1 気象予報・警報等等伝達系統図



(注)

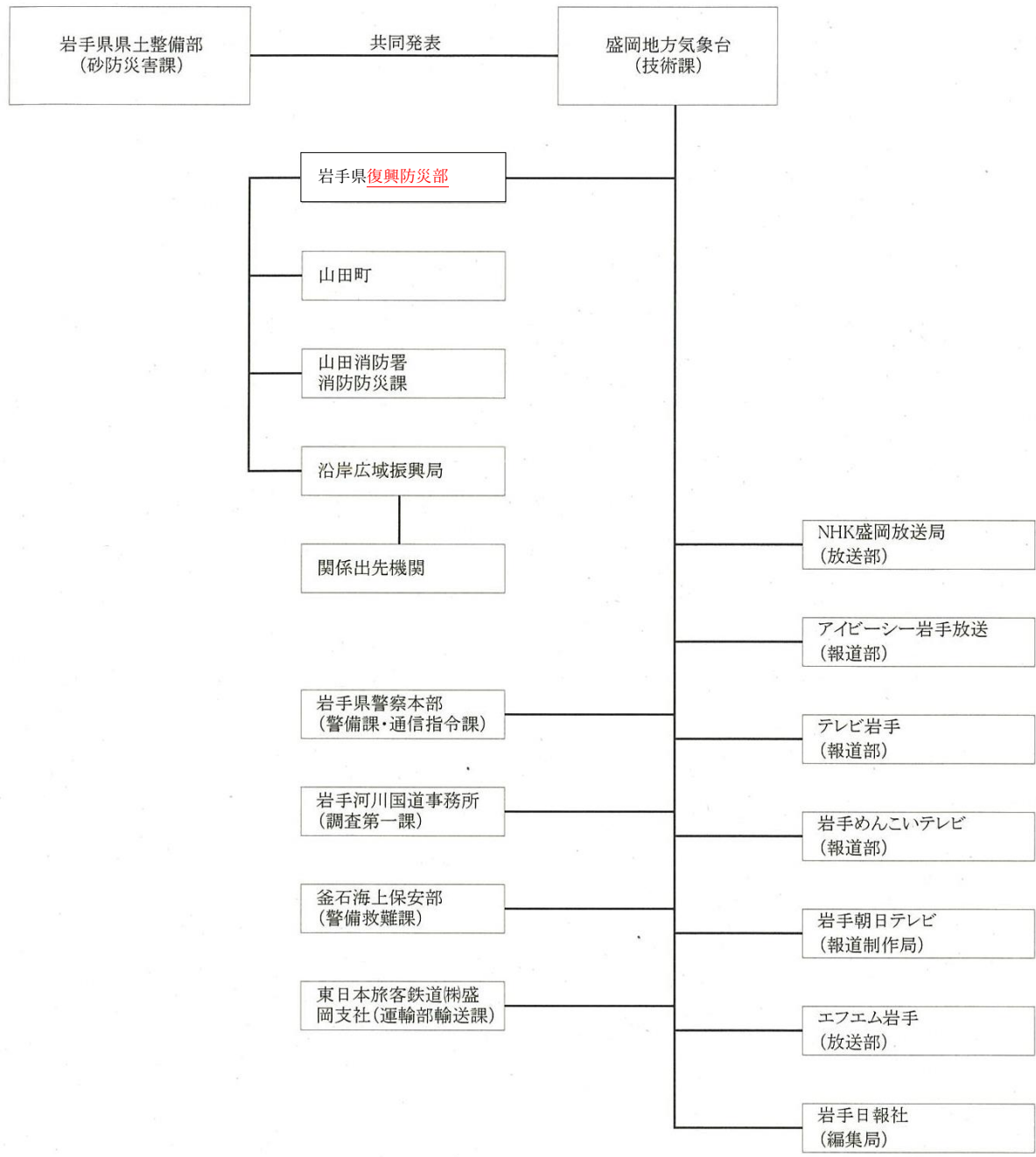
- 1 ※は、警報発表及び解除のみ。
- 2 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 3 気象予報としての注意事項については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
- 4 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災関係機関への伝達系統を優先するものとする。
- 5線は、火災気象通報通知・伝達系統。
- 6 ——線は、火災警報伝達・通知・伝達系統。
- 7 - - - -線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。

○岩手県組織改編に伴う修正

別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図



別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図



○岩手県組織改編に伴う修正